


県政調査報告書

平成 28 年 11 月 4 日

県議会議長 森 正明 殿

会派名 県進会神奈川県議会議員団

団長名 赤野 たかし 

(署名又は記名押印)

県政調査を次のとおり実施しましたので、報告いたします。

1 調査議員	(調査団長) 赤野 たかし (団 員) 菅原 直敏 とうま 明男 飯田 満 古賀 照基
2 調査目的	障害者雇用を推進している企業や障がい者支援・いじめ防止のため独自の条例等を制定している区市などにおいて、先進的な取組や地域での取組を調査し、本県の今後の政策の推進に資することを目的とするとともに、熊本地震により甚大な被害を受けた地域を視察し、本県の今後の被災地支援の参考とする。
3 調査期間	平成28年 8 月 3 日～平成28年 8 月 5 日
4 調査地	大分県、熊本県、鹿児島県
5 調査内容	(別添のとおり)



2016

九州視察報告書



編集：政務調査会

県進会神奈川県議会議員団

2016/08/05

写真：熊本地震の被災現場

はじめに

平成 28 年 8 月 3 日から 5 日の 3 日間の日程で、大分県、熊本県及び鹿児島県において、県政調査を行った。今回の主なテーマは、共生社会、災害対策及び公共施設のあり方などである。

まず、最も大きなテーマは共生社会の実現に向けた施策のあり方についてである。この点については、オムロン太陽株式会社、大分県、別府市、鹿児島県の取り組みを調査した。

オムロン太陽株式会社では、障害者雇用のあるべき姿を調査した。個々の熱心な取り組みも参考になったが、民間主導で進む大分県の障害者福祉の歴史を感じることができたことが大きかった。また、大分県、別府市及び鹿児島県では共生社会の実現に向けた条例制定の取り組みを調査した。住民の自発的な取り組みが条例制定を後押ししたことやソーシャルワーカーの必要性について大いに参考になった。

次のテーマは災害対策についてである。今年 4 月に起きた熊本地震の被災現場を視察することで、改めて復興のあり方について考える機会を得た。また、特別養護老人ホームひろやす荘の災害時における取り組みは、ボランティアの受け入れ、行政との連携など、施設長本人から現場の生の意見を伺うことができた。

第 3 のテーマは、公共施設のあり方である。大分県立美術館の近未来的なデザインは普段美術に関心を持たない層を訴求するものであった。また、館内の食堂では障害者が就労するなど、共生社会を意識した取り組みは大変参考になった。

その他、大分県における議会改革の取り組みでは、特別委員会の常態化への問題意識が重要であった。また、熊本県酪農業協同組合連合会でのヒアリングでは、本県が進める県産牛乳のブランド化への貴重なご助言を頂いた。さらに、鹿児島県のいじめ防止対策の取り組みについては、「鹿児島市いじめ防止対策基本指針」の取り組みが参考になった。

今回は 3 日間の行程に 8 つの視察地をめぐるという非常に密度の高いものであった。準備を行ってくださった事務局の職員及び対応してくださった調査地の方々は大いに感謝を申し上げる次第である。

また、今回の調査もパック旅行を利用するなどして、事務局の試算では約 70 万円だった視察費用を半分の約 35 万円にまで圧縮することができた。今後も県税を用いて行う重みを感じながら、今回の調査で得た知見を議会活動で生かすことで、県民に還元をしていきたい。

平成 28 年 8 月 5 日
県進会神奈川県議会議員団
政務調査会長
菅原 直敏
同副会長
古賀 照基

日程表

日	月日(曜)	交通機関 (所要時間)	調査箇所及び調査内容
1	8/3 (水)	航空機	8:00 羽田発 9:30 大分空港着 9:50 大分空港発
		電車・バス	●視察1 「オムロン太陽(株)」(10:30～13:00)
		電車・バス	●視察2 「大分県議会」(15:00～16:30)
		電車・バス	●視察3 「大分県立美術館」(16:45～17:45)
		電車・バス	別府市内泊
2	8/4 (木)	借上げタクシー	●視察4 「別府市議会」(9:00～10:00)
		借上げタクシー	●視察5 阿蘇大橋及びその周辺地域(13:00～14:00)
			※「特別養護老人ホームひろやす荘」(14:30～15:30)
		借上げタクシー	●視察6 「熊本県酪農業協同組合連合会」(16:30～17:30)
			熊本市内泊
3	8/5 (金)	新幹線	(熊本駅→鹿児島中央駅 170Km) 8:28 熊本駅～9:30 鹿児島中央駅着(さくら 405 号)
		電車・バス	●視察7 「鹿児島市議会」(10:00～10:45)
		電車・バス	●視察8 「鹿児島県議会」(11:00～12:00)
		電車・バス 航空機	14:25 鹿児島空港発 16:10 羽田空港着

目次

はじめに.....	1
第1章 オムロン太陽株式会社	4
1. 日時等.....	4
2. 調査概要.....	4
3. 主な質疑.....	5
第2章 大分県議会	9
1. 日時等.....	9
2. 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例について.....	9
3. 議会改革について.....	12
第3章 大分県立美術館	20
1. 日時等.....	20
2. 調査概要.....	21
3. まとめ.....	25
第4章 別府市議会	26
1. 日時等.....	26
2. 別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例.....	26
第5章 熊本地震被災現場	36
1. 日時等.....	36
2. 熊本地震.....	36
3. 阿蘇大橋.....	37
第6章 特別養護老人ホームひろやす荘	40
1. 日時等.....	40
2. 災害時における介護体制～ひろやす荘(社会福祉法人慈光会).....	40
第7章 熊本県酪農業協同組合連合会	43
1. 日時等.....	43
2. 熊本県における酪農の生産状況と全国的な課題.....	43
第8章 鹿児島市議会	45
1. 日時等.....	45
2. いじめ防止対策の取組み状況について.....	45
第9章 鹿児島県議会	48
1. 日時等.....	48
2. ソーシャルワークの必要性.....	48

第1章 オムロン太陽株式会社

1. 日時等

(1) 日時

平成 28 年 8 月 3 日（水）午前 10 時 30 分～12 時

(2) 場所

オムロン太陽株式会社

大分県別府市大字内竈字中無田 1393 番地 1

(3) 対応者

オムロン太陽株式会社 総務グループ 工場長付 城隆志 氏



2. 調査概要

(1) オムロン太陽株式会社について

オムロン太陽株式会社は、オムロン株式会社の特例子会社として 1972 年 4 月に創業し、オムロンが取り組む CSR（企業の社会的責任）の方針である「社会が抱える課題に当事者として自ら取り組むこと」を実践するために、障がい者の雇用を積極的に進めてきた。

現在、従業員の半数が何らかの障がいを抱えつつも、オムロングループ会社4社からの製造委託業務に加えて、2010年に「サムロータリースイッチ」の事業化を開始。その後も、分析業務やアナログデータのデジタル化業務など新たな事業を立ち上げ、売上拡大と営業利益確保を推進している。

設立	1972年2月4日		
創業	1972年4月8日		
資本金	2,000万円		
株主構成	オムロン株式会社	1,750万円	87,5%
	社会福祉法人 太陽の家	250万円	12,5%
人員構成	・オムロン太陽社員	63名(32名)	
	・太陽の家 別府工場従業員	43名(34名)	【就労継続支援A型】
	・太陽の家 制御機器授産生	8名(8名)	【就労継続支援B型】
	合計	114名(74名)	

カッコ内は障がい者数

※「就労継続支援事業」

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動などの機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練を行う事業。雇用契約を結んで利用する「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」がある。

売上高 14億8千万円（2014年度）

(2) 特例子会社とは

日本法上の概念で、障がい者の雇用に特別な配慮をし、障がい者雇用の促進等に関する法律により、一定の要件を満たしたうえで、厚生労働大臣の許可を受けて、障がい者雇用率の算定において親会社の一事業所とみなされる子会社のこと。

3. 主な質疑

Q：賃金形態はどのようになっているのか？

A：勤続年数や技術の査定によりランク分けされており、それによる。そういう意味では一般の会社と同じである。就労継続支援A型、B型の場合は、その基準による。

Q：障がいにも種類があるが、従業員の中での比率はどうか。

A：身体障がい者 8割、知的障がい者 1割、精神障がい者 1割。それぞれの障がいの特性に合わせた仕事をマッチングしている。

Q：近くの駅（亀川駅）はバリアフリーであったが、これは貴社が要請して、そのように整備されたのか。行政とのかかわりを伺う。

A：特に要請したわけではなく、新しく建て替えるときにバリアフリー対応になっていた。太陽の家が既に定着していたことの影響と思われる。

4 まとめ

社会福祉法人 太陽の家は、1965年に創立以来、「保護より機会を」をモットーに障がい者の働く場づくりを進めて来た。1972年にオムロン株式会社の協力のもと、オムロン太陽株式会社を、その後もホンダ、ソニーなどの企業と提携し、共同出資会社を設立。



工場内を見学し、また、案内役の城氏（ご自身もバイク事故で半身不随となり車椅子を利用。日本パラ・パワーリフティングの選手でもある）と接するにつれて、何ら一般的な会社と異ならないと感じた。従業員の約半数は何らかの障がいをお持ちなのだが、その障がいがあったとしてもどのようにすれば仕事を行うことができるか、といった工夫（障がいの程度と内容に合わせたラインづくり）の成果であろう。視察当日も、近くの高専の学生さんが、新たな工場設備の開発実習として、車椅子の従業員の方と一緒に働いていた。その積極的な姿勢は評価すべき点であろうが、オムロン太陽の工場内においては、もはや何の違和感のない、当たり前の光景であった。



ちょうどお昼時だったので、車椅子の城さんと一緒に社員食堂を利用させていただいたが、カフェテリア式の配膳台の高さが車椅子に合わせて少し低かったことと、動線の幅が広めにとってあること、ぐらゐが特徴で、他は何ら普通の社員食堂と変わらなかった。ちなみに、食したカレーは520円、定食も520円であった。



近くの、亀川駅や大分銀行の ATM もバリアフリー化されており、物理的・雰囲気的に障がいがある人もない人も普通に暮らせる空間造りがなされていた。

もちろん、障がいの種類や程度は多種多様であるから、オムロン太陽の取組みを 100% トレースすることはできないが、「保護より機会を」というコンセプトは大いに参考にすべきである。

(文章：古賀照基)

第2章 大分県議会

1. 日時等

(1) 日時

平成 28 年 8 月 3 日（水）午後 15 時～16 時 30 分

(2) 場所

大分県議会 会議室

(3) 対応者

障害福祉課課長補佐を含む 2 名
議会事務局職員 5 名

2. 「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」について

大分県議会に伺い、「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」について、障害福祉課課長補佐を含む 2 名から説明を受けた。

(1) 県民発案の条例

この条例の特徴の一つは、県民の発案から始まったということである。今まで調査した同種の条例は、行政または議会が主導して条例制定がされていた。しかし、この条例の沿革は、平成 12 年 12 月に開催された大分県議会第 4 回定例会に、つくる会が「だれもが安心して暮らせる大分県条例の制定に関する請願」を、案文と 2 万人以上の署名とあわせて請願を提出したことに遡る。

平成 25 年第 4 回定例会では継続審議になったものの、平成 26 年第 1 回定例会において、同請願は全会一致で採択された。その際の委員長報告で、条例(案)は執行部において作成すること、関係団体等との十分な協議や検討はもちろん広く公平な意見聴取を行うことという意見が付された。

その後、障がい者団体等に対する聞き取り及びアンケート調査の実施を県内 56 の障がい者団体に行い、庁内連絡会議や条例検討協議会を開催し、パブリックコメントやフォーラム開催の後、平成 28 年第 1 回定例会で可決され、同年 4 月に施行された。

つくる会の請願から約 2 年強という期間で条例策定にたどり着いたことは注目に値する。

(2) 自立と親なき後の生活の維持

この条例の重要な点は、「障害者の自立を的確に定義した点」と「親なき後の生活の維持を明記した点」である。

まず、「障害者の自立を的確に定義した点」についてである。障害者の権利に関する条約の第19条自立した生活及び地域社会への包括では、「この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享有し、並びに地域社会に完全に包括され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適切な措置をとる」とし、「自立」を「必要な場合は支援を受けながら自分のことを自分で決めること(=自己決定)」としている。一般の人になんでも自分でできる状態を自立と誤解されやすい点について、条例第3条において「全て障がいのある人は、必要な支援を受けながら、自らの意思により選択し、自分の人生を自分らしく生きることができると」と定め、条約の自立の概念を踏襲しているところは重要であると考えられる。

次に、「親なき後の生活の維持を明記した点」である。障害者の子供を持つ親とお話をすると、必ず出てくることは自らが亡くなった後の子供の生活についてである。この点について同条例第4条2項では「県は、障がいのある人の性、恋愛、結婚、出産、子育て、親等生活を主として支える者が死亡した後の生活の維持及び防災対策に関する課題その他の障がいのある人の人生の各段階において生じる日常生活及び社会生活上の課題の解消に努めるものとする」として、同種の条例ではおそらく初めて親なき後の生活の維持について明記した点は画期的である。なお、この条文には「これまで女性である前に障がい者として扱われていた」との当事者の意を汲む内容も含まれている。

(3) 大分県の障害福祉への土壌

条例の調査に関わって、大分県における障害者福祉への土壌が比較的涵養されていることを感じた。例えば、県庁の庁舎内やその後の調査で訪れた大分県立美術館内には障害者の就労場所が売店や飲食店といった形で整備されており、障害者の就労率も山口県に次ぐ高さで、身体障害者のみに限れば全国1位だそうである。

また、太陽の家といった民における取り組みや、大分国際車いすマラソンは第35回を数え、世界的にも有名である。さらに、大分大学は国立大学の中では福祉に力を入れている大学として著名である。

他にも挙げればキリはないが、随所に大分県の障害者福祉に関する取り組みの実践を見ることができた。

最後になるが、対応して頂いた障害福祉課の職員に深く御礼を申し上げる次第である。

【参考文献】

- 『障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例について』（大分県障害福祉課作成資料）
- 『障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例リーフレット』
- 『障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例』
- 『障害者の権利に関する条約』

● 『障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例について』（大分県障害福祉課作成資料）

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例について

★これまでの経緯

平成25年12月	平成25年第4回定例会につくる会が「だれもが安心して暮らせる大分県条例の制定に関する請願」を県議会へ提出 ●請願者：藤田 謙之 氏（つくる会共同代表） ●2万人以上の署名とあわせて請願を提出。組織署名となる。	平成28年1月～2月	障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例施行規則の制定準備（パブリックコメント実施） ●あつせん申立て等による手続（様式等）について規定 ●条例（案）について再度周知
平成26年3月	平成26年第1回定例会において「だれもが安心して暮らせる大分県条例の制定に関する請願」を全会一致で採択 ●採択に際しての委員長報告 ●条例（案）は執行部において作成すること 関係団体等との十分な協議や検討はもろもろ広く公平な意見聴取を行うこと	平成28年2月21日	障がい者差別解消フォーラムの開催 ●障害者差別解消法の施行について（内閣府障害者制度改革推進室） ●障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例（案）の進捗状況について
平成26年5月	障がい者団体等に対する聞き取り及びアンケート調査の実施 ●5月30日から7月31日の間、56の障がい者団体等に対しアンケート調査を実施。 庁内連絡会議の設置（以降8月、2月の計3回開催） ●庁内各部署からの幅広い意見聴取と、情報共有を目的とする。	平成28年2月～3月	第1回定例会 ●障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例（案）上程
平成26年11月～12月	県政モニターからの意見聴取 ●テーマ「障がい者の差別解消を促すための条例について」 ●対象者数165人（回答者111人、回答率67.3%）	平成28年4月1日	障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例及び施行規則の施行
平成26年12月～平成27年7月	条例検討協議会の開催（第1回～第3回） ●障がい者団体、経済団体の代表者等を委員16委員で構成。つくる会も参加。	平成28年4月1日～	相談体制の整備 ●専門相談員の配置 ●障がい者差別解消のための調整委員会の設置 ●障がい者差別解消支援地域協議会の設置（障害者差別解消法第17条） 周知・啓発活動 ●リーフレットの作成 ●解説冊の作成（ホームページへ掲載） ●市町村職員、施設職員等に対する研修会の開催
平成27年10月8日	第4回条例検討協議会の開催 ●全会一致で条例（案）をとりまとめる		
平成27年10月21日～11月20日	パブリックコメントの実施 ●129件受理		
平成27年11月26日	第4回定例会開催 ●常任委員会にパブコメの実施及び結果について報告		

パブリックコメントで寄せられた意見(抜粋)

- 差別の禁止だけでなく差別が生じないように啓発・研修の充実が必要。
- 前文に障がいのある人やその家族の思いが入れられており感銘を受けた。
- 障がい者に最少時から触れあう機会が必要。
- 紛争解決機関の役割に権利保護推進の取組を追加してほしい。
- 行事主催者へ手続状況等を配布するよう措辞してほしい。

3. 議会改革について

大分県議会を訪れ、大分県議会事務局の方々から、議会の概要と議会改革についての説明を受けた。2009年に訪れて以来である。



写真：ヒアリングの様子

(1) 特別委員会の常態化

大分県議会では、「特別委員会の常態化」について議員より改善の意見があったそうである。特別委員会の常態化とは、設置することが前提となり、特別なことを審議することという目的が希薄化している状態のことである。主には特別委員会を常任委員会的に運用することとも言える。

同議会で問題とされた理由は、特別委員会が第2常任委員会化することで、同種の質疑が常任委員会と特別委員会で重複してなされ、執行部の負担が増えているとのことであった。

国会では、特別委員会で扱う事項は、常任委員会で扱わない規則のようなものがあるとのことであったが、特別委員会の本来的な趣旨に立ち返ると、特別に設置しなければならない状況や審議事項があり、最終的には委員会としての結論をまとめ上げる仕組みが必要であると考えられる。

なお、同議会ではまだ見直しに至っていないとのことであったが、そのプロセスは注視していきたい。

(2) 議会のアウトリーチ

2009年に同議会を訪問した際の自分の視察報告書を読み返すと、「議員出前講座」の取り組みに注目していた。議員出前講座とは、議員達が県内の各地に赴き、県議会についてお話を県民に対して実施する取り組みである。

あれから7年経ち、少しパワーアップしていた。例えば、本年の選挙年齢の引き下げに関わって「おんせん県議会若者 DAY」という取り組みを行い、県議会議員と学生の交流会を行っていた。

また、「出前県議会」ということで、県内各地でテーマを決めて県民と対話する会を設けている。事務局職員の名刺には「開かれた議会を目指して」とあったが、熱心に取り組んでいるように思われた。福祉の用語を借りれば、議会のアウトリーチと言えるだろう。

(3) その他

その他として、同県議会のホームページは音声読み上げに対応しているとの説明があった。また、「自由民主党」という同名の会派が2つあり、その経緯なども伺った。

以上、対応して頂いた議会事務局の皆さんには深く御礼を申し上げる次第である。

(文章：菅原直敏)

●大分県議会事務局提出資料抜粋

「議員出前講座」実施要領

1 目的

身近でわかりやすい県議会を実現するため、児童・生徒・学生を含めた県民に対して、県議会の仕組みや役割、議会の最近の話題について説明し、質疑応答を行う。これにより、県議会に対する親近感を醸成するとともに、児童・生徒・学生においては将来の住民自治を担う県民としての意識の涵養に寄与する。

2 派遣先

県内の各種団体、小学校、中学校、高等学校及び大学等とする。

3 実施

各種団体においては各種団体が行う研修等の一環として実施し、学校においては教育の一環として各学校において設けられた授業の一時限として実施する。

4 テーマ

(1) 県議会の役割や最近の話題

大分県の予算や条例等が決まるまでの県議会の仕組み、県議会議員の役割、請願や陳情の意義、議会改革の取り組みなど。

(2) その他申し込みがあったテーマで、県議会として対応可能なもの。

5 講師

県議会広報委員会に属する議員または広報委員会に属する議員が推薦する議員2名。

6 実施方法

(1) 時間は、概ね一時間程度または学校の修業時間内とする。

(2) 原則として実施希望日の2週間前までに申し込む(様式1)ものとする。

(3) 申し込みを受けて議会事務局で調整の上、実施日の1週間前までに決定通知(様式2)を行う。

(4) 講師は終了後、実施報告(様式3)を議長に提出する。

7 派遣に伴う経費

(1) 講座の場所は、各種団体の施設または学校施設とし、その他の会場を利用することも可能とするが、その場合は、申込者が準備し、その費用も負担する。

(2) 必要機材については、双方話し合って準備するものとする。

(3) その他派遣に伴う経費(交通費、謝金等)及び資料(有料資料を除く。)については県議会事務局が負担する。

8 その他

事業実施について、要領に定めのない事項は広報委員会で定める。

平成20年6月30日制定

平成21年6月26日一部改正

平成28年4月21日一部改正

議員出前講座 児童感想



《宇佐市立佐田小学校》
平成28年2月23日(火)
4～6年生 20名

派遣議員：元吉俊博 議員、尾島保彦 議員



・いままでは政治に興味もありませんでしたが、お話を聞くとおもしろく、もっと政治のしくみが知りたいと思いました。18才になったら選挙権があるので、そのときは、自分たちをしっかりと支えてくれる人はだれなのかを考えて、投票できると思います。



・県議会の人たちは、ぼくたちのために大分県の暮らしをよくしようとしてくれて、すごいと思ったし、とてもうれしかったです。



・小学校などの公共施設や高速道路なども県議会で話し合い、そしてできたものなのだと思います。私たちの生活の中にも、そうしてできたものが多いのだということに気がつきました。

・県にも委員会があることを初めて知りました。児童会にも会長、議長がいるので、話がとても分かりやすかったです。



・県議会の主な仕事は、県の仕事をするために必要なお金の使い方を決めたり、正しく使われたかどうかを調べたり、県の仕事が県民のために行われているかどうか調べたりする大事な仕事なんだなと思いました。

・最初は興味がない授業だったのに、はじまると、とても分かりやすく楽しかったので、お二人の説明力はすごいなと思いました。



出前県議会について

【目 的】

出前県議会は、「開かれた県議会」を目指して、議員が県内各地に出向き、議員活動への理解を深めてもらうとともに、地域の現状や課題・取組などについて、県民と直接意見交換を行い、議会活動に反映させることにより、議会活性化の一助とする。

【実施主体】 広報委員会

【運営主体】 地元議員

【実施単位】 県振興局を単位として県内を6ブロックに分けて実施

【実施方法（内容）】

○時間 2時間半程度

○意見・要望の聴取

- ・ 県政課題や地域課題について、下記を踏まえて議員との意見交換を行う。
 広報委員会でテーマを決定し、地域の団体や事業者に日頃の活動状況など、意見発表をしてもらう。

○その他（議会活動のPR）

- ・ 開会前にテレビ広報の放映（録画）、広報誌の配布

【参 加 者】

○地元参加者（意見発表者及び関係者）

○議 会（議長、広報委員長、広報委員、地元議員、常任委員長他）

○来 賓（地元市町村長、県振興局長など）

○一般参加者（地元広報紙などで開催を告知）

【前期中の実施状況】 ※任期中6回開催

年度	回数	日 時	開催地	テーマ
23年度	第8回	平成24年2月	日出町（県東部振興局）	・障がい者の生活と就労
24年度	第9回	平成25年1月	佐伯市（県南部振興局）	・東九州自動車道と佐伯の地域振興
	第10回	平成25年2月	臼杵市（県中部振興局）	・21世紀の臼杵のまちづくり
25年度	第11回	平成25年10月	玖珠町（県西部振興局）	・県西部の観光と農林業の振興
	第12回	平成25年11月	中津市（県北部振興局）	・中津市の観光振興
26年度	第13回	平成26年9月	竹田市（県豊後振興局）	・豊後地域の農業振興と魅力あるまちづくり
27年度	第14回	平成27年11月	国東市（県東部振興局）	・国東・姫島の観光と農林水産業の振興について

【平成28年度の（案）】

- ①出前県議会の開催場所 「中部振興局管内」及び「南部振興局管内」の市町村とする。
- ②開催時期 10月下旬～2月下旬の間
- ③テーマ、意見発表者 地元県議と事務局において調整し、案を作成する。

※案は、次回の広報委員会(6月上旬予定)で提示し、決定する。

出前県議会

開かれた県議会を目指し、議会をより身近に感じていただくため、議員が県内各地に出向き、県民のみなさんから直接意見・要望をお聴きする出前県議会を開催しています。

平成27年度出前県議会を開催しました。

議員と語るライン東部地域(国東・姫島)

日時：平成27年11月10日(火) 13:00～15:30

場所：アストくにさき アグリホール
(国東市国東町鶴川160番地2)

テーマ：「国東・姫島の観光と農林水産業の振興について」

意見発表及び意見交換：

意見発表者

農事組合法人いけのうち 代表理事 堀輝克
株式会社安部 取締役 安部徹
大分県漁業協同組合姫島支店 支店長 谷勇
ラバロマ 代表 中野伸哉
今富建築 専務取締役 今富正幸

「国東・姫島の観光と農林水産業の振興について」をテーマに、農業、水産業及び地域振興に携わる5名の方から意見発表をしていただき、田中議長、広報委員、地元議員など15名の議員が出席し、意見交換を行い、50名を超える方々に傍聴していただきました。

意見発表者からは、集落営農の取組や建設業から農業に参入したやりがい、姫島村の水産業振興などについて、現状や課題などの発表がありました。また、地域おこしでは、芸術家の移住や空き屋の再生、などそれぞれの地域の特性を活かした取組について紹介をいただきました。

その後、国東地域の豊富な資源を生かした地域の活性化や人を呼び込む対策などについてさらに意見交換が行われました。

皆さんからいただいた意見・要望は、今後の県議会及び議員活動への参考とさせていただきます。



おんせん県議会（大分県議会）若者DAY 実施要領

1 目的

県議会では、選挙権年齢が18歳に引き下げられるのを機会に、「おんせん県議会（大分県議会）若者DAY」を開催し、学生等の県議会に対する理解を深めるとともに、政治・選挙への関心を高め、今夏の参議院議員通常選挙をはじめ、各種選挙への積極的な参加を促すことを目的とする。

2 日時

平成28年6月20日（月） 10:00～16:40

【第1部】10:00～15:00 県議会本会議（一般質問）の傍聴

【第2部】15:10～16:40 学生と県議会議員の意見交換会

3 場所

大分県議会本会議場・第3委員会室ほか

4 対象者

県内の大学・短大に通う学生等 20～30名程度

5 主催

大分県議会

6 実施内容

【第1部】 県議会本会議（一般質問）の傍聴（随時）

【第2部】 学生と県議会議員の意見交換会

- | | | |
|---------------------------------|-------------|------------------------------|
| (1) 県議会議長あいさつ | 15:10～15:15 | 第3委員会室 |
| (2) 選挙について | 15:15～15:25 | 第3委員会室 |
| (3) 県議会の役割と活動について
（移動、グループ別） | 15:25～15:35 | 第3委員会室 |
| (4) 学生と県議会議員の意見交換会 | 15:40～16:40 | 第1委員会室
第2委員会室
議会運営委員会室 |

○意見交換は、県議会議員と学生をそれぞれ3グループに分け、実施

○進め方

進行：県議会議員

- ・県議会議員自己紹介
- ・学生自己紹介
- ・意見交換

～おんせん県議会 若者DAY～

6月20日、「おんせん県議会(大分県議会)若者DAY」を開催しました。選挙権年齢が18歳に引き下げられるのを機会に、学生等の県議会に対する理解を深めるとともに、政治・選挙への関心を高め、各種選挙への積極的な参加を促すことを目的として開催したものです



《県議会の役割と活動の説明》

県内の大学・短大に通う学生等24名が参加し、議場で本会議の一般質問を傍聴した後、3つのグループに分かれて県議会議員と意見交換を行いました。

参加した学生からは、「思っていたよりも楽しかった。今日が意志のある一票を投じるきっかけになります」との声がありました。

《学生との意見交換会》



《田中議長のあいさつ》

《学生との意見交換会》



第3章 大分県立美術館

1. 日時等

(1) 日時

平成 28 年 8 月 3 日（水）午後 1 6 時 4 5 分～ 1 7 時 4 5 分

(2) 場所

大分県立美術館 大分市寿町 2 番 1 号

(3) 対応者

大分県立美術館 副館長



写真：美術館の前にて。

2. 調査概要

(1) 建設の経緯

大分県では、田能村竹田、高山辰雄、福田平八郎などの郷土出身の作家をはじめとする約 5000 点の作品を、県立芸術会館（昭和 52 年建設）に所蔵してきたところ、老朽化および手狭になってきたことから、新たな美術館の建設を模索した。約 1 年半の協議の結果、県民や観光客が利用しやすい場所であることなどを客観的、総合的に評価した結果、大分県寿町に建設することを決定した。（寿町は JR 大分駅から徒歩 15 分、大分市役所や大分県庁、大分城址公園が近接する）

(2) コンセプト

美術館といえば難しい顔をして出かけるというイメージがあるが、来館者が自分の家のリビングくらいの気持ちで気楽に来場できる、また、五感で楽しむことのできる、さらには皆さまからの提案をいただいて共に成長していく美術館であることをコンセプトとしている。

(3) 建築と展示

以上のコンセプトのもと、建物の設計、建築と作品展示が行われている。建物の設計は建築界のノーベル賞と言われるプリツカー賞を受賞した坂茂氏。館長はセゾン美術館で活躍し、現在は武蔵野美術大学教授でもある新見隆氏。

(4) 複数の展示形態

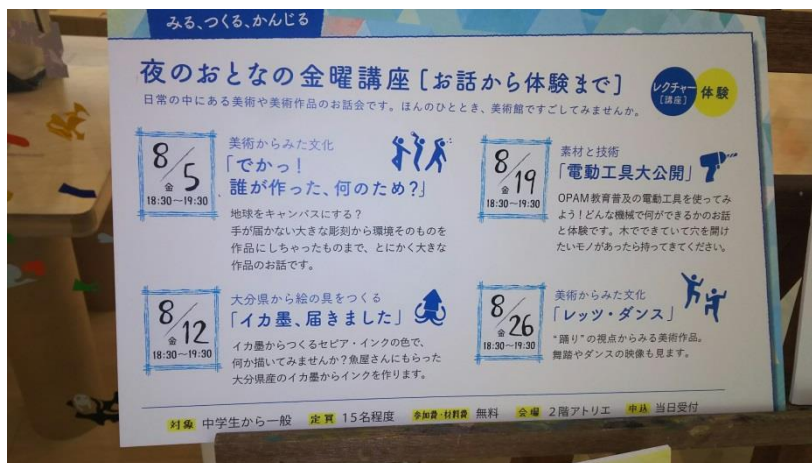
3 階建ての建物の各階に展示ホールがあり、それぞれ個別の展示がなされ、それぞれの会場入口で入場料を払う仕組み。展示会場以外のフリースペースやカフェ（有料）を使う人も自由に入出入りしている、というより、多目的な空間の中に美術品展示コーナーがあり、観たい人が美術品を観る、のんびりしたい人はフリースペースを使うというイメージ。



写真：館内の様子

(5) 新しい挑戦

美術館は、隣接する iichiko 総合文化センターと一緒にさまざまな企画を行っている。例えば、子どもたちにアートの楽しさを伝える教育・普及活動を、館内はもとより美術館を飛び出して学校や福祉施設に出かけて行っている。また、県内の美術館と連携した企画展を実施したり、企業の皆さんにアートやデザインの活用方法などをアドバイスしたりしている。



(6) アクセス

大分駅の北口広場から、商店街のアーケードをくぐってそのまま大分県立総合文化センターにエスカレーターで上がって行くことができる。さらに、大分県立総合文化センターと大分県立美術館はペDESTリアンデッキ（屋根付き歩道橋）で繋がっており、駅から雨に濡れずに美術館に来場できる。



写真：上部右奥の白い歩道橋が、そのペデストリアンデッキ。

(7) 細やかな造り

新たな挑戦を行いつつも、美術館としての機能はとても細やか。美術品にとって空調は命といえるが、床のタイルの隙間から温度や湿度が管理された空気が流れ出ている。



3. まとめ

平成 27 年 4 月に開館して以来、50 万人としていた 1 年間の来館想定者は、64 万人となったとのことである。指定管理制度をとっているため、収支について簡単に議論することはできないが、大分県立美術館が県民や大分を訪れる観光客に受け入れられていることは事実のようだ。

これは、「気楽に来館できる」「五感で楽しむことができる」美術館というコンセプトそれ自体と、このコンセプトからぶれることなく建築、運営されている美術館の日常によるものと考えられる。

神奈川県にあっても、今後、美術館や図書館といった県立の文化施設の再構築が問題となってくるが、従来の在り方は尊重しつつも、多様なコンセプトを検討し、何よりも県民に親しまれる存在としていくべきであろう。

(文章：古賀照基)

第4章 別府市議会

1. 日時等

(1) 日時

平成 28 年 8 月 4 日（木）午前 9 時～10 時

(2) 場所

別府市議会 会議室

(3) 対応者

別府市議会副議長、別府市議会事務局長、障害福祉課職員 3 名 他



写真：説明を受ける様子(左)／説明をする事務局長(右)

2. 「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例」

別府市役所を訪れ、森山義治副議長からご挨拶を頂いた後、議会事務局長から大分市と市議会の概要説明を受け、障害福祉課長を含む障害福祉課の職員 3 名から「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例(ともに生きる条例)」を含む別府市共生社会形成事業について説明を受けた。最後に別府市議会の議場も見学した。

(1) 市民発の条例～千葉県にできて、なぜ別府市にできない

大分県の条例は県民発案だったが、別府市の同条例も市民発案であった。契機は県内の在宅障害支援ネットワークという団体からの市への要望であったそうである。当時の市長も公約で同種の条例制定を公約に掲げていた経緯も重要である。

全国に先駆けて同種の条例を策定した千葉県を引き合いに、「千葉県にできて、なぜ別府市にできない」との意見もあったとのこと。

なお、同市は昭和 48 年に身体障害者福祉モデル都市に指定されているが、この際も地元の障害者団体などの要請があったようである。また、別府市の障害者の人口に占める割合は、7.31%であり、全国平均の 5.52%と大分県平均 6.95%よりも高い値となっている。

温泉療法の影響や、独立行政法人国立病院機構別府医療センターがあることも、障害者の割合の高さと無関係とは言えないかもしれない。

つまり、同市にはこのような取り組みを行う下地が歴史的にあるということである。

(2) 共生に向けた具体の取り組み

別府市の共生に向けた取り組みとして、『講師団』による研修会、「市職員採用試験の受験資格の緩和」及び「バリアフリーマップの充実」が挙げられる。

まず、『講師団』による研修会についてであるが、障害者福祉の啓発のために障害のある当事者やその家族で「講師団」を結成して講義を行っている。当事者が体験に基づいた話をすることは障害を理解する上で非常に有効であると感じた。

次に、「市職員採用試験の受験資格の緩和」についてであるが、同市では受験資格のうち、身体障害の人にとって障壁となる部分を削除した。具体的には、「自力により通勤ができ、かつ、介助者なしに職務の遂行が可能な人」と「活字印刷物による出題に対応できる人」という項目である。できうる限り職員の職務遂行に影響が少ない部分について対応していく姿勢は非常に重要であると感じた。

最後に「バリアフリーマップの充実」についてであるが、大分県では「大分バリアフリーマップ」ということで、県内の施設のバリアフリーの状況を検索できるホームページを設けている。同種の取り組みは神奈川県にもないことはないが、大分県の特徴は全県網羅的であり、自治体などからの新規登録を常に受け付けている共創型であることである。別府市もこの取り組みに協力している。

大分バリアフリーマップ <http://oita.bfmap.jp>

他にも、「親亡き後等の問題解決策検討委員会の設置」、「幼稚園・小学校訪問ワークショップ事業」及び「ユニバーサル・ファッション in べっふ」などの興味深い取り組みの説明も受けた。

(3) 街を知ってもらおうおもてなし

今回は冒頭に市議会副議長の歓迎のご挨拶を頂いただけではなく、お願いした調査にかかるテーマの説明の前に、議会事務局長から別府市の概要の説明を受けた。私は議員の調査を一つの自治体アピールの機会と捉えている点で素晴らしいと感じた。

10分程度の説明であったが、別府市がどのような街であるのかが、なんとなくであっても、他県の人間の頭に残ることは大切であるし、特に議員は各地域において発信力のある人が多いので、宣伝マンになってくれるかもしれない。

以上、別府市の取り組みについて触れてきたが、まだまだお伺いしたいこと、掘り下げたいことが満載であった。今後も連絡をさせて頂くなりして調査を深めたい。

また、大分県と別府市の取り組みを調査する中で大分県の福祉の源泉を見た気がした。

対応して頂いた障害福祉課及び議会事務局の職員の皆さんに深く御礼を申し上げる次第である。

(文章：菅原直敏)

別府市共生社会形成事業について

—「ともに生きる条例」による取組み—

平成28年8月4日
別府市福祉保健部障害福祉課

条例の基本情報

正式名称	別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例
通称名	ともに生きる条例
制定	平成25年第3回定例会（9月）
施行日	平成26年4月1日
内容	第1章 総則 第2章 障害のある人への差別及び虐待をなくすための取組 第3章 差別等事案を解決するための仕組み 第4章 親亡き後等の問題を解決するための取組 第5章 雑則

◎

1

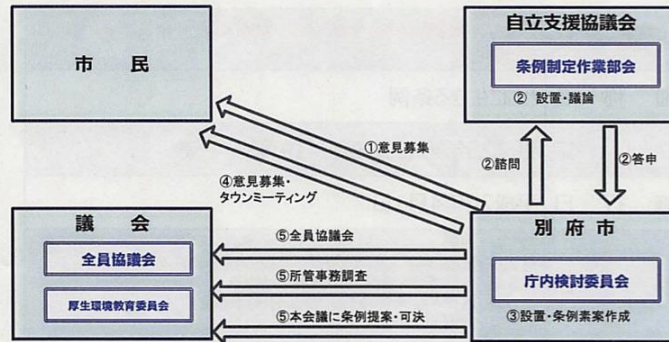
条例制定経過

時期	内容
H23.8~9	条例制定に関する意見募集
H23.11.18	別府市長から別府市障害者自立支援協議会へ諮問
H23.12~H24.8	別府市障害者自立支援協議会条例制定作業部会で議論
H24.9.28	別府市障害者自立支援協議会から別府市長へ答申
H24.10~12	条例制定庁内検討委員会等で議論
H24.11.28	条例制定作業部会と条例制定庁内検討委員会との意見交換会
H24.12.27	条例制定庁内検討委員会で条例素案の策定
H25.1~2	条例素案に関する意見募集・タウンミーティングの実施
H25.4.23	市議会全員協議会の開催
H25.5~7	厚生環境教育委員会所管事務調査（計4回）の開催
H25.9.20	平成25年第3回市議会定例会で原案可決成立

㊦

2

条例制定経過 フローチャート



㊦

3

条例制定に当たっての3つのポイント

【別府市障害者自立支援協議会条例制定作業部会】を設置し、計10回（延べ34時間）に亘って議論を行い条例の骨格づくりを行った。

部会の構成員24人のうち、障がいのある人6人、障がいのある人の保護者8人

「障がい当事者」の意見の反映

市民への意見募集

H23.8～9とH25.1～2の2回にわたり実施

タウンミーティング(H25.1～2)

【一般市民向け】7会場、延べ参加者254人

【中学生向け】7校、1,489人

「市民」の声を聴く機会

市議会全員協議会 H25.4

市議会所管事務調査（厚生環境教育委員会）
H25.5～7(4回)
(委員長総評) 委員会と執行部の双方において十分な理解が得られ、良い形で所管事務調査を終えることができた。

市議会本会議上程・可決 H25.9 全会一致により可決

「議会」での十分な議論

④

4

財政負担が増えるのでは。

ともに生きる条例の目的

障がいの有無にかかわらずサービス等を受けられる（原則）

⇒しかし・・・

- ・ 聴覚障がいのある私は、Aさんの講演会に出席したけど、手話通訳者をつけてくれていなかった。
- ・ 実家を出て一人暮らしをしたいが、精神障がいがあることを理由にしてアパートの賃貸を断られた。
- ・ 今はやりのお店に行きたいと思ったけど、階段があって入-フもないので、車いすでは行くことができない。

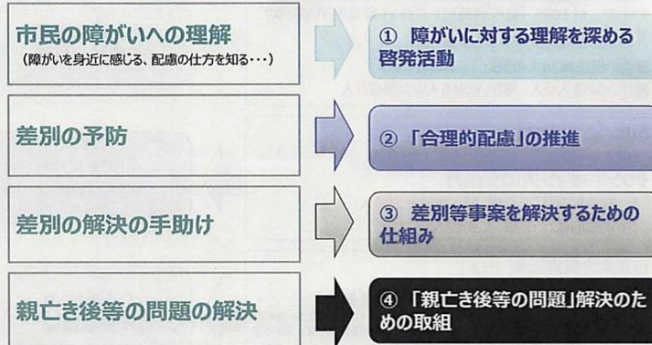
= 平等とはいえない結果（差別）

差別を解消し、障がいのある人も障がいのない人と同じように権利を行使することができる社会＝「共生社会」をめざす。

④

5

条例の内容 4つのポイント



⑩

6

①障がいに対する理解を深める啓発活動（実施事例）

「講師団」による研修会

障がいのある当事者やその家族で「講師団」を結成。
 障がいのある当事者が、自らの体験に基づいて障がいについて講義を行う。
【これまでの実績】
 26年度 8回 約390人
(自治会、市職員研修 etc…)
 27年度 10回 約510人
(支援学校、民生委員、市職員研修)



⑩

小学校・幼稚園訪問ワークショップ事業

・民間団体との協働事業により平成28年度実施予定
 ・障がいのある人との触れ合いを通じて障がいを身近に感じてもらう。



ユニバーサル・ファッションinべつぶ

・平成28年6月開催（市役所レセプションホール）
 ・自立支援協議会当事者部会が実施
 ・障がいのある人がモデルとなり、ファッションショーを実施



7

↑
 75333あいさし

②合理的配慮（実施事例）

道路のバリアフリー

- 歩道と横断歩道の段差解消
- 点字ブロックの新設



バリアフリーマップの充実

ホームページ「バリアフリーマップ」に145施設のバリアフリー情報を追加掲載



市職員採用試験の受験資格の緩和

受験資格のうち、身体障がいの人にとって障壁となる次の部分を削除

- 自力により通勤ができ、かつ、介助者なしに職務の遂行が可能な人
- 活字印刷物による出題に対応できる人

市主催の講演会等での配慮

- ・車いすの人で参加できる会場の選定
- ・車いすの移動スペース確保
- ・手話通訳者の配置

「共生社会形成プラン」策定 → 事業実施 → 外部評価
P D C Aサイクルを実践することにより、着実に取り組みを進めていく。

⑩

8

③差別等事案を解決するための仕組み（内容・実績）

相談に対応する体制の整備

- ・相談窓口の新設
- ・相談員2名を配置

別府市障害者差別等事案解決委員会

- ・弁護士、学識経験者、障がい福祉施設代表者など12名で構成
- ・差別・虐待を受けたという申立てを受けて、調査・審議を行う。
- ・必要に応じて、助言・あっせん・勧告の措置を講ずることができる。

（平成26・27年度 実績）

差別相談件数 7件、委員会への申立件数 0件

⑩

9

④「親亡き後等の問題」解決のための取組(内容・実施状況)

「親亡き後等の問題」とは…

障がいのある人の多くは、生活を送るうえで家族などの保護者から介助や見守りなどの支援を受けている。その保護者が亡くなったり、高齢になったりすることで、支援が受けられなくなった場合、障がいのある人の生活が成り立たなくなるといった問題

実施状況

検討

- 別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会設置
- 平成26年6月～28年6月まで、13回にわたり検討

報告書

- 検討結果を基に、「報告書」作成
- 平成28年7月14日市長に「報告書」提出

実施

- 「報告書」に基づいて具体的施策を実施（予定）

⑩

10

④「親亡き後等の問題」解決のための取組(施策の方向性)

施策の例（報告書）

相談支援の拠点の整備

- 日常生活の中で起こる大小様々な問題に対する相談や、5年後、10年後の将来に対する相談などに対応できる体制
- 基幹相談支援センターなどの相談拠点を整備することが必要

情報共有シート活用の仕組み構築

- 知的障がい、精神障がいのある人は、その人ごとにこだわりなどがあるが、そうした特性を把握していないと支援は難しい。
- 保護者から支援者へ、また支援者間で、特性を共有するためのシートを作成し、活用する仕組みを構築する。

⑩

11

当事者からみた「ともに生きる条例」

- 当事者から見るとすぐ良い条例だと思う。でもまだ障がいのない人にまで浸透していないと思うので、これを広めていくことはわれわれにとっても課題と思っています。
- 一般の人の認知度はまだ低いけど、条例がどんな存在かという「一つの希望」になるものだと思います。悩みを抱えた当事者が希望を持てるようになったと。
- 条例によって何かが変わったという段階ではないと思う。知らない方のほうが多いんじゃないかなあ。
- とともに生きる条例によって方向性が道筋として見えるようになったというのが一つの成果だと思う。もう1つは、市の職員と障がいのある人の距離が近くなったこと。市と当事者とで一緒になって活動していこうという機運ができてきている。条例によって市役所全体で、少しずつ配慮してくれるようになっていっているし、話を聴いてくれるように変わってきていると思います。
- よそと比べるのもどうかと思いますが、別府市役所は他と比べてもすごく丁寧に、配慮してくださっているというのは感じますね。

(平成28年7月8日「障がいのある人座談会」での発言(抜粋))

㊦

12

と も に 生 き る 条 例



㊦

13

第5章 熊本地震被災現場

1. 日時等

(1) 日時

平成28年8月4日（木）午後13時～14時

(2) 場所

熊本地震（阿蘇大橋をはじめ、南阿蘇村、益城町等）

2. 熊本地震

(1) 概要

平成28年4月14日21時26分以降に熊本県と大分県で相次いで地震が発生。気象庁はこれを受け、同月21日に「平成28年熊本地震」の名称として「4月14日21時26分以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動」を指すと発表した。

とくに気象庁震度階級では最も大きい「震度7」を観測する地震が14日21時26分と16日1時25分の2回発生したことをはじめ、「震度6強」が2回、「震度6弱」が3回発生し、九州地方での震度7の観測事例は「初めて」であるほか、現在の気象庁震度階級が制定されてから初めて震度7が2回観測された。

なお、気象庁は16日1時25分に発生した地震を本震であるとしている。

(2) 被害状況（平成28年8月15日現在）

熊本地震において、直接死による死亡が50人確認（いずれも熊本県）されており、内訳は、家屋の倒壊で37人、土砂災害で10人等となっている。とくに益城町など震央に近い「布田川・日奈久断層帯」や周辺の河川に沿って犠牲者が集中したことについてわかっている。

また、直接死とは別に、避難生活によるストレスや病気などによる震災関連死によって亡くなったと市町村で認定された人は16人。さらにその疑いもあるが市町村に未認定の人が16人にあがっている。

避難者は、16日の地震後、最多で18万3882人。車中泊で避難生活を送る被災者も多く、この中には静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）で亡くなった方もいる。

(3) 政府等の地震直後の対応

政府は、4月14日21時31分に首相官邸内の危機管理センターに「官邸対策室」を設置。同日22時40分に熊本県知事は、陸上自衛隊第8師団長に対して、災害派遣を要請したほか、22時05分に総務省消防庁に緊急消防援助隊出動を要請した。（これにより自衛隊から350人、警察が県外から200人、消防から200人が派遣された）

(4) 現在の状況と今後の課題等

地震から約4か月が経とうとしている中で、一時18万人を超えた避難者は、応急仮設住宅などへの入居が進み、ピーク時の約1%の約1,800人まで減ってきており、熊本県内に最大855か所あった避難所は、8月24日現在で24か所までに集約する見通しである。

ただし、住宅の全半壊が約5,600棟にもおよぶ益城町では、現在も750人が10か所の避難所におられ、8月中に2か所に集約することになるが、完全閉鎖のメドは立たない。罹災証明書の発行も遅れたこともあり、罹災証明書の発行に向けて被災家屋の内部も見る2次調査に進む被災者もおられ、その結果を待って行き先を決める被災者も多い。同町は、仮設住宅の建設戸数の追加をしているところであるが、まだ足りている状況とはいえない。

3. 阿蘇大橋

(1) 概要

阿蘇大橋は、熊本県阿蘇郡南阿蘇村立野と南阿蘇村河陽字黒川の国道325号の黒川を跨ぐところに架橋されていた橋で、通称「赤橋」と呼ばれていた。

1967年4月に着工、1970年12月に完成。橋長は205.96m、幅員は8m、黒川の谷底から約76mの高さにあり、総工費は3億1,300万円。

(2) 被害状況

こうした熊本地震の中で、16日の本震後、阿蘇大橋の西側の山50万³m（長さ約700m、幅約200m）にわたって崩壊する大規模な土砂崩れが発生し、豊肥本線・国道57号もろとも阿蘇大橋は橋台と桁の一部を残して崩落した。

地震後、阿蘇市の大学生が付近で行方不明となり、車ごと土砂崩れに巻き込まれたと

して捜索活動が行われていたが、二次災害などの危険性から捜索活動は断念された（なお、捜索活動が打ち切られた後も、現場に通い続けた両親らにより、今回の視察の後、8月10日に行方不明であった大和晃さん（22歳）の遺体の一部が見つかった）。

（3）今後の方針等

阿蘇大橋については、国が事業費の大半を負担する方針であるが、土木学会などによると「同じ場所での再建は困難」とする意見もあり、今年7月5日に国土交通省が元の場所から600m下流に橋を架けなおすことを発表。

今後、設計となるが、設計後に本格着工までの期間は数年程度かかるとされる。



写真：阿蘇大橋に入る進入道路（写真奥が阿蘇大橋）



写真：指先が崩落した阿蘇大橋



写真：阿蘇大橋周辺の土砂崩れ状況

(文章：赤野たかし)

第6章 特別養護老人ホームひろやす荘

1. 日時等

(1) 日時

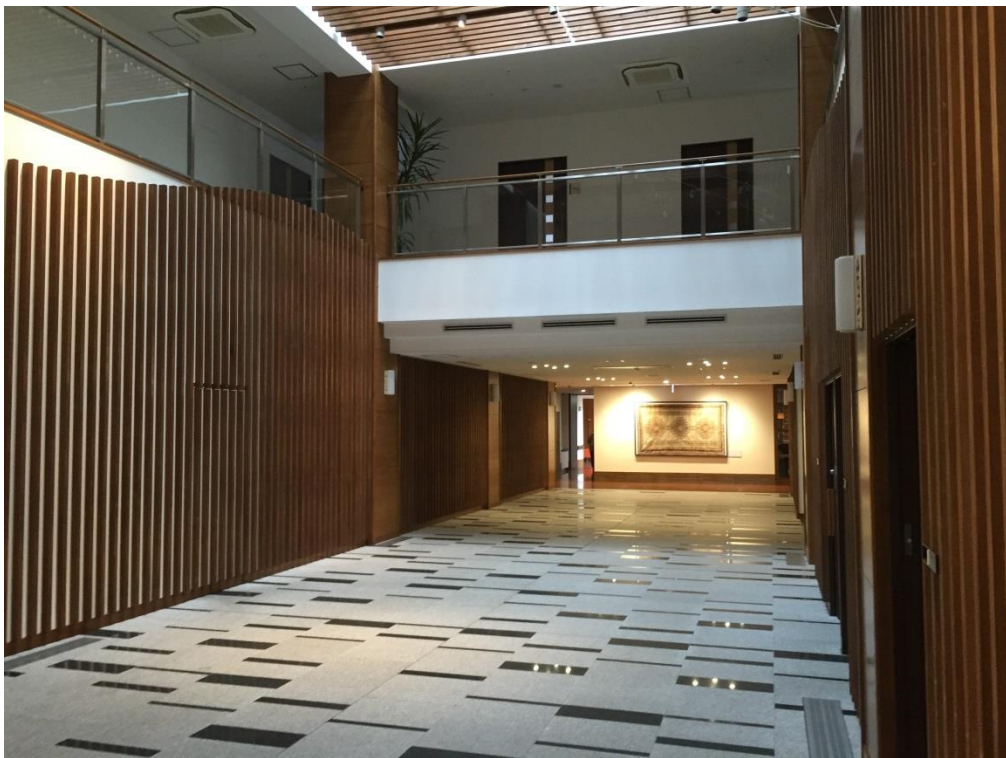
平成28年8月4日(木) 午後14時30分～15時30分

(2) 場所

特別養護老人ホームひろやす荘

(3) 対応者

理事長、施設長



写真：ひろやす荘の内観

2. 災害時における介護体制～ひろやす荘(社会福祉法人慈光会)

熊本県益城町で特別養護老人ホーム等、介護事業を総合的に運営する、ひろやす荘(社会福祉法人慈光会)を訪問し、理事長と施設長から、震災時の介護現場の現状等についてお話を伺った。

(1) 有志による支援

施設長のお話によると震災発災後、ひろやす荘に駆けつけたのは全国訪問ボランティアアナサの会キャンパスや社会福祉法人福祉楽団などの民間団体の皆さんだったそうです。災害支援に慣れたボランティアが参集し、自発的に支援活動を始めたとのこと。他にも私の地元の特別養護老人ホームみなみ風の理事長等、神奈川県内の介護関係者も活躍していたとのことをお話しをお伺いした。

災害は起こらないことが最も良いが、災害が起こるたび支援に熱心な人々の支援スキルやネットワークが向上している印象を受けた。このような公によらない支援の力は大切にしたい。

(2) 機能しなかった公的システム

行政の構築したシステムが機能しないというジレンマに直面したとのことがあった。

例えば、福祉避難所「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下この号において「要配慮者」という。)を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。」(災害対策基本法施行令第20条の6第5号)」とされている。

ひろやす荘も協定を結んでおり、福祉避難所設置の申請を町役場に行ったが、担当者が配置転換されたばかりであったこともあり、福祉避難所についてしっかりと把握していなかったとのことであった。

災害時にかかる制度や協定は大規模な災害の度に積み上げられているが、改めてその仕組みが機能するかを確認する作業を平時から行うことが重要であると感じた。

(3) インフラとしての SNS

今回の災害において、SNS が支援に関する情報共有において大きな力を発揮したとの説明があった。東日本大震災の際にも SNS が情報を入手するツールとして注目をされたが、あれから5年が経ち、コミュニケーションのインフラとして機能していることがわかる。

SNS は文字データが基本であり、状況によっては画像や動画情報を共有できるという点が特徴であり、多人数の情報共有には有効な手段である。しかし、前提として通信基盤が整備され、電波状況が有効に機能していることが必須である。従って、災害時においても WIFI などが有効となる整備を神奈川県でも進めていく必要があると感じた。

以上、ひろやす荘の調査を通じて感じたことは、公民どちらの支援においても、普段より顔の見える関係をしっかり構築しておくことである。平時に機能しない関係が有事に機能することはないということである。他にも、民間の人が避難してきたために福祉避難所以上の役割が求められるなど、災害時には予期せぬことが多く起こることであった。

災害時における介護施設のあり方については、今後も調査を進めていきたい。

(文章：菅原直敏)

第7章 熊本県酪農業協同組合連合会

1. 日時等

(1) 日時

平成 28 年 8 月 4 日（木）16 時 30 分～17 時 30 分

(2) 場所

熊本県酪農業協同組合連合会事務所 会議室

(3) 対応者

熊本県酪連代表理事会長、管理本部本部長、同総務部長

2. 熊本県における酪農の生産状況と全国的な課題

熊本県酪農業協同組合連合会の本部事務所を訪れ、同連合会の経営状況と今後の経営戦略、現在の飼育・管理技術の指導から乳製品の製造販売までを一貫して実施する効用等について説明を受け、意見交換会をおこなった。

(1) 熊本県の生産基盤

熊本県の酪農は、全国でも北海道、岩手県、栃木県、千葉県に次ぐ 5 番目に盛んな地域であり、平成 27 年度ベースで飼育戸数は 573 戸、飼育頭数 43,160 頭となっている。また、生乳生産量は 248,304 トンで全国 3 位の実績を持つ。過去 10 年における酪農家の廃業率は、平均 4.3%で、酪農家の廃業は全国的にも同じ課題を抱えているのが実情だ。

(2) 酪農の課題

酪農の課題は全国的に同じ状況であり、後継者不足が大きな要因となっている。数年以内に酪農を廃業するとしている酪農家は北海道で 6.1%都府県で 7.9%、その根本となっているのが、通年労働と言われる酪農の労働状況にある。酪農の労働については、現在、作業の機械化や自動化が加速度的に進んでいるものの、1日2回の搾乳や給餌作業は欠かす事が出来ないため、特に家族経営では、休日の確保が困難な状況にある。この為、酪農作業を代行する酪農ヘルパー制度を設けているものの、利用する酪農家が多

く、制度を利用できない状況にもある。近年は、酪農家の中で、搾乳ロボットを導入する事例もあるが、ロボットの購入価格が高額なため、その普及率は低調である。

こうした状況の中、熊本県の酪農では、経営者の高齢化も目立ち始めていると言う。酪農経営者の平均年齢は56.3歳と上昇傾向にあり、年齢50歳以上の酪農家で後継者が確保できている割合は27.8%となっている。

神奈川県の酪農は、離農率が高く、毎年10軒から20軒規模で離農が進んでいる。前述したが後継者不足は全国的にも深刻な課題であり、「酪農はちょっとしたことで経営がガタガタになる」と隈部洋熊本県酪連会長は言うように、後継者がいても経営は困難を極める。また、新規酪農経営には、多額な設備投資が不可欠で、若い逸材が酪農家になるには容易な状況ではない。

これ以上の酪農家や飼育頭数の減少は「食」における危険水域に繋がる。最低でも現状維持を保つためにも、様々な観点から酪農政策を講じる事が必要であると考える。



写真：熊本県産の牛乳

(文章：飯田満)

第8章 鹿児島市議会

1. 日時等

(1) 日時

平成 28 年 8 月 5 日（金）午前 10 時～10 時 45 分

(2) 場所

鹿児島市議会 会議室

(3) 対応者

担当職員数名

2. いじめ防止対策の取組み状況について

都内に拠点を置く NPO 法人が、今年 2 月に全国各自治体のいじめ防止対策の取組みの充実度をランキング形式で評価した結果、鹿児島市が 1 位だったと結論づけた。対象自治体は人口 50 万人以上の基礎自治体で、学校いじめ防止基本方針を弁護士らが調査、いじめの早期発見や教職員間の情報共有の方法、相談窓口の公開の有無など 25 項目を点数化し、鹿児島市が 77 点のトップだった。その鹿児島市のいじめ防止対策の取組み状況について、説明と質疑をおこなった。

(1) 鹿児島市いじめ防止基本方針について

鹿児島市いじめ防止基本方針は、対策に関する基本理念や基本的な考え方を記した基本的な方向に関する事項、いじめ防止等のために市・教育委員会が実施する施策、学校が実施する施策を記した事項、重大事態の発生と緊急対応、学校又は市教育委員会による調査、調査結果の提供及び報告、市長の再調査及び措置等を記した事項、その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項の 4 章で構成されている。この基本方針で特筆すべきところは、いじめに対する未然の防止、早期発見・早期解消だ。鹿児島市では、いじめは「人権侵害」であることが強調され、いじめは人権尊重教育の根幹を揺るがす深刻な問題と捉えていることが基本方針に現れている。

(2) いじめ防止等の対策のための組織設置

いじめ防止対策推進法が施行されて約3年、法施行に伴い、学校においても「学校いじめ防止基本方針」の策定が義務づけられ、現在、その効果については検証されていることと推察する。いじめは全国各地で後を絶たない状況にあり、法は施行から3年を目途に見直しをすることと定められている。同様に、各広域自治体や基礎自治体、各学校で策定されている「いじめ防止基本方針」の見直しについても、いじめは千差万別であることから、その地域の特性や実情にあわせた基本方針の見直しが不可欠と考える。鹿児島市においては、現在の所具体的な見直しの検討はないとしているが、国の状況に応じて見直しをする意向が窺い知れた。

鹿児島市のいじめ防止基本方針で、特に評価されたものが、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織設置だ。組織には教職員をはじめ、心理や福祉の専門家、弁護士、医師などで組織されるが、その他に外部専門家として、警察官経験者や学校評議員などを参加させることにより、実効的ないじめの解決に資することが期待されている。

いじめ防止基本方針を絵に描いた餅にしないためにも、日常的に組織が組める体制整備をおこなっておく事が重要である。神奈川県内では、過去に残念な事件が複数発生している。悲しい事件が繰り返されないためにも、いじめを未然に防ぐ対策、早期発見、早期解決へと導く組織体制の充実を構築する必要があると考える。



写真：ヒアリングの様子

(文章：飯田満)

第9章 鹿児島県議会

1. 日時等

(1) 日時

平成28年8月5日（金）午前11時～12時

(2) 場所

鹿児島県議会 会議室

(3) 対応者

鹿児島県保健福祉部障害福祉課自立支援係係長

2. ソーシャルワークの必要性

鹿児島県議会を訪れ、鹿児島県保健福祉部障害福祉課自立支援係係長より、「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」について説明を受けた。



写真：ヒアリングの様子

(1) 先行条例との違い

同条例は、熊本県をモデルとして作られているが、相談員の業務について、熊本県が市町村に委託しているのに対し、鹿児島県では県として配置しているとのことであった。また、千葉県や長崎県にならって、障害者差別の解消について功績のあったものに対

しての表彰制度を設けている。同制度を入れて欲しいという意見があったためである。

(2) ソーシャルワークの必要性

運用面では相談員の動きが興味深かった。条例制定後、相談件数は平成 26 年度では 50 件あったが、差別に関わることは少なかった。そのため、相談員は積極的に地域に出向き、普及・啓発の取り組みを行っている。地元の企業や団体など様々な場所に出向いているとのことであった。その結果、条例や制度の認知度が徐々に上がり、相談内容も差別に関わるものも出てきたとのことである。

一例として、タクシーを障害者割引運賃で利用しようとした際に障害者手帳の番号を控えられという事例があった。この際、相談員は 150 近い市内のタクシー会社全てに電話をすると同時に、国に問い合わせ番号を控えないとの通知があることを確認した。

このような熱心な取り組みは、まさにソーシャルワークであると考えているが、相談員の方の経歴が必ずしも福祉職ではなかったことが興味深い。

鹿児島県の相談業務の取り組みが成果を上げている点には属人的な部分もあるとのことであったが、制度があっても適切な人がいなければ機能しない好例と言える。

(3) 独自条例の意義

本年 4 月に施行された障害者差別解消法との関係において、同条例の意義を伺うと、意義があるとの答えであった。

例えば、同法では障害者差別の禁止について行政には義務規定、民間企業には努力規定で対応しているが、同条例は第 8 条において「何人も」という形で全てのものに対して義務規定で対応している点において条例の意義はある。

また、同法では障害者の雇用については他の法律で対応しているが、同条例では包括的に対応している。

以上により、本県における条例制定の必要性を強く感じたわけであるが、同時に先月神奈川県津久井やまゆり園で起きた事件に関連し、神奈川県として制定の必要性があるのではないかというご助言も頂いた。さらに、制度の構築も大切であるが、適切な人を配置していく必要性についても考えさせられた。

最後になるが、対応して頂いた障害福祉課及び議会事務局の職員の方々に深く御礼を申し上げる次第である。

(文章：菅原直敏)